

茨木市告示第 590 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

この処分は、令和 4 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

令和 4 年 3 月 22 日

茨木市長 福 岡 洋 一

- 1 別紙のとおり、南目垣二丁目、南目垣三丁目の区域を変更する。
- 2 中河原町の名称を「なかかはらちょう」から「なかがわらちょう」に変更する。

